

太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例を制定しました

問い合わせ先 人権政策課 人権・同和政策係(☎内線443)

◎条例制定の背景及び目的

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別とは、特定の地域の出身者であることやそこに住んでいることを理由に行われる不当な差別です。この法律は、部落差別が現存していることを認めるとともに、情報化の進展に伴いインターネット上での新たな差別事象などが発生する中で、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定されました。また、平成31年には、同様の主旨で「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されています。

太宰府市においても「部落差別は決して許されないものであり、その解消に努めることが市の責任である」との姿勢を明らかにするため、本条例を令和2年12月25日に施行しました。条例制定の背景や目的を正しく理解し、部落差別のない明るい社会を実現しましょう。

ポイント①

- 「条例制定の目的」【第1条】
- 「基本理念」 【第2条】
- 「市の責務」 【第3条】

・現在も部落差別が存在することを踏まえ、太宰府市にとって「部落差別の解消は重要な課題である」という認識を明記し、その解決のための取り組みを行うことで、部落差別のない社会を実現することを決意しています。

ポイント②

- 「相談体制の充実」 【第4条】
- 「教育及び啓発の推進」【第5条】
- 「実態調査の実施」 【第6条】

・部落差別の解消のため、相談体制の充実、教育及び啓発のさらなる推進を図ります。
・国及び県が実施する実態調査に協力し、本市においても必要に応じて、実態に係る調査を実施します。

太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、本市の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、本市の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、本市の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(実態調査)

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国及び県が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。